【医療保険】訪問看護利用料金表

2025年8月1日 現在

基本項目	サービス内容	診療点数	利用者負担金		
			負担額１割	負担額２割	負担額３割
基本療養費Ⅰ	週３日目まで	555 点	555 円	1,110 円	1,665 円
	週４日目以降	655 点	655 円	1,310 円	1,965 円
管理療養費	１日目	1323 点	1,323 円	2,646 円	3,969 円
	２日目から	300 点	300 円	600 円	900 円
24 時間対応体制加算	２４時間連絡・必要に応じ緊急訪問が可能な体制 ※月１回を限度	680 点	680 円	1,360 円	2,040 円
ベースアップ評価料Ⅰ	訪問看護管理療養費を算定している利用者 ※月１回を限度	78 点	78 円	156 円	234 円
情報提供療養費１	市町村・都道府県等へ情報提供を行った場合 ※月１回を限度 （厚生労働大臣が定める疾病の者・特別な管理を必要とする者・精神障害を有するもの又はその家族・18歳未満の児童）	150 点	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費２	入学・転学する際に学校等へ情報提供を行った場合 ※医療的ケアの実施方法等を変更した月に１回限り算定 ※各年度１回を限度	150 点	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費３	入院・入所する保険医療機関等に情報提供を行った場合 ※月１回を限度	150 点	150 円	300 円	450 円

加算項目 看護の内容や治療によって係る料金	サービス内容	診療点数	利用者負担金		
			負担額１割	負担額２割	負担額３割
難病複数回訪問加算	難病等の利用者・特別訪問看護指示書の交付を受けて１日に２回サービスを利用した場合	450 点	450 円	900 円	1,350 円
	難病等の利用者・特別訪問看護指示書の交付を受けて１日に３回以上サービスを利用した場合	800 点	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理加算(Ⅰ)	特別な管理が必要な人に訪問した場合　※月１回を限度 Ⅰ：気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態	500 点	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算(Ⅱ)	特別な管理が必要な人に訪問した場合　※月１回を限度 Ⅱ：在宅酸素療法・人工肛門・真皮を越える褥瘡など	250 点	250 円	500 円	750 円
専門管理加算	特定行為研修を修了した看護師計画的な管理を行った場合 ※月１回を限度 気管カニューレの交換・胃瘻・腸瘻カテーテルの交換又は胃瘻ボタンの交換・膀胱瘻カテーテルの交換・褥瘡、または創傷の治療における壊死組織の除去・創傷に対する陰圧閉鎖療法	250 点	250 円	500 円	750 円
遠隔死亡診断補助加算	主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて死亡診断の補助を行った場合	150 点	150 円	300 円	450 円
夜間･早朝訪問看護加算	早朝 6：00～8：00・夜間 18：00～22：00 に訪問した場合	210 点	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	深夜 22：00～6：00　に訪問した場合	420 点	420 円	840 円	1,260 円
ターミナルケア療養費１	終末期の看護支援を行った場合	2500 点	2,500 円	5,000 円	7,500 円
長時間訪問看護加算 ※1	９０分以上の訪問看護を行った場合 ※週１回を限度 ※15歳未満の超重症児又は準超重症児、若しくは15歳未満の小児であって特別な管理を必要とする者は週３回を限度	520 点	520 円	1,040 円	1,560 円

加算項目 看護の内容や治療によって係る料金	サービス内容	診療点数	利用者負担金		
			負担額１割	負担額２割	負担額３割
複数名訪問看護加算 ※2	看護師等との同行 ※月１回を限度	450 点	450 円	900 円	1,350 円
	看護師等又は看護補助者との同行 ※１日に１回の場合（週３回を限度）	300 点	300 円	600 円	900 円
	看護師等又は看護補助者との同行 ※１日に２回の場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る）	600 点	600 円	1,200 円	1,800 円
	看護師等又は看護補助者との同行 ※１日に３回の場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る）	1000 点	1,000 円	2,000 円	3,000 円
乳幼児加算	６歳未満の乳幼児	130 点	130 円	260 円	390 円
	６歳未満の厚生労働大臣が定める者に該当する場合	180 点	180 円	360 円	540 円
緊急訪問看護加算(イ)	利用者（家族）の求めに応じて主治医の指示により緊急に訪問した場合にいずれかを算定する ※月１４日目まで	265 点	265 円	530 円	795 円
緊急訪問看護加算(ロ)	利用者（家族）の求めに応じて主治医の指示により緊急に訪問した場合にいずれかを算定する ※月１５日目以降	200 点	200 円	400 円	600 円
退院時共同指導加算	入院（所）中に主治医等と共同して在宅での療養上の指導しその内容を提供した場合　※ビデオ通話等を含む	800 点	800 円	1,600 円	2,400 円
退院支援指導加算	※1 に対し退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合	600 点	600 円	1,200 円	1,800 円
	※1 に対し９０分を超えるまたは指導時間の合計が９０分を超える長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	840 点	840 円	1,680 円	2,520 円
看護･介護職員連携強化加算	喀痰吸引等を実施する介護職員等に対し医師の指示の下、支援・連携をした場合	250 点	250 円	500 円	750 円
訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊時の訪問看護	850 点	850 円	1,700 円	2,550 円
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で月に２回以上情報交換を行い利用者または家族に指導を行った場合	300 点	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変、診療方針の変更等に、関係職種が一堂に会しカンファレンス、指導を行った場合	200 点	200 円	400 円	600 円

保険対象外の自費サービス利用料金	
交通費	片道１㎞につき：　５０円/回（税込）
エンゼルケア料	死後の処置を行った場合：　１６，５００円（税込）

※ 合計金額に 10 円未満の端数がある場合、法令により四捨五入となります。

※1 ①15 歳未満の超又は準超重症児 ②特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている方 ③特別な管理を必要とする方

※2 ①厚生労働大臣が定める疾病等に該当する方 ②特別な管理を必要とする方 ③特別訪問看護指示書が発行された方 ④暴力行為･著しい迷惑行為･器物破損行為等が認められる方
⑤身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる方 ⑥ ①～④ののいずれかに準ずると認められる方